

## 海外委託技工問題訴訟の最高裁不当判決に抗議する

歯科技工士が国内の安全で良質な歯科技工の確保を求めて上告した「海外委託問題訴訟」において、最高裁は、上告規定事由に該当しないとの理由で上告を2月15日、棄却した。この判決は、東京高裁の判決を認め、性状が不明で安全性の担保されていない無資格者によって作製された歯科技工物の輸入を事実上、認めたとに等しい。

厚労省の調査でも明らかのように、近年、日本に流入している海外技工物の大半が中国製である。昨年、報道されたところによると中国製技工物から有毒性のあるベリリウムが検出されるという衝撃的な事実が明らかになった。厚労省は海外技工物について、保険での使用は禁止、自費診療は歯科医療機関の判断に任せる、という非常に無責任な態度をとっている。しかし歯科技工物が医療として国民に提供される以上、厚労省が安全性に責任を持つことは当然であり、国内製か、海外製か、保険か、自費かという問題ではない。

同時に歯科医療費抑制政策のなかで歯科技工所は、厳しい経営を強いられている。低賃金、長時間、過密という厳しい労働条件のため20代の歯科技工士の離職率は75%にも上っている。中国等の安全性や品質、作製者の資格になんの規制もない安価な海外技工物が大量に輸入されれば、こうした現状に拍車をかけ、歯科医療の供給体制に重大な影響を与えることは疑いない。歯科技工は、歯科医療の要である。国内歯科技工を守り、歯科医療を国内で完結できる体制を確保することこそ、憲法25条で定められた「健康で文化的な」生活を国民に保障するという国の責務ではないか。

また大阪では、海外歯科技工物の輸入について、府を含む16市町議会で国の責任によって安全性を確保するよう求める意見書が決議され、世論も広がりを見せている。

以上の理由から、私たち大阪府歯科保険医協会は、今回の最高裁の不当な判決に厳しく抗議する。

私たちは、国民の命と健康を歯科医療現場で守る立場から歯科技工の安全性を守り、国内歯科技工を守るために全力を尽くす。

2011年3月9日

大阪府歯科保険医協会  
政策部長 小澤 力